
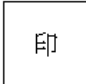


表 面

身 分 証 明 書 第 号	
写 真 	官 職 氏 名 生年月日
	上記の者は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第21条第1項に規定する立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。
	交付日 年 月 日 (年 月 日まで有効)
	法務省大臣官房司法法制部長 

裏 面

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none">1. この証明書は、検査の際に必ず携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。2. この証明書は、他人に貸与し、預け入れ、又は譲り渡してはならない。3. この証明書を破損し、又は紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。4. 新たな証明書の交付を受けたとき、退職若しくは転職したとき、又は検査に従事しなくなったときは、直ちにこの証明書を発行者に返還しなければならない。5. 官印のないもの及び写真に契印のないものは無効とする。

注. 用紙の大きさは、日本産業規格B列8番（64×91mm）とすること。